

柏 原 市

介護予防・日常生活支援総合事業

事務連絡資料①

(総合事業における介護予防ケアマネジメント説明会内)

日時：平成29年2月20日

会場：柏原市立健康福祉センター（オアシス）地域交流ホール

柏原市 高齢介護課・福祉指導監査課

柏原市 介護予防・日常生活支援総合事業 事務連絡

(1) 柏原市介護予防・日常生活支援総合事業に関するホームページ	1
(2) ホームページ記載箇所	2
(3) 総合事業 訪問型サービス類型	3
(4) 総合事業 通所型サービス類型	4
(5) 介護サービスの利用手続き	5
(6) 総合事業の事業者指定について	6
(7) 総合事業（サービスコード表）サービス種類	7
(8) 訪問型・通所型サービスAサービスコード表	8

(1) 柏原市介護予防・日常生活支援総合事業に関するホームページ

総合事業全般に関すること（高齢介護課）

<http://www.city.kashiwara.osaka.jp/docs/2016082400025/>

総合事業 指定に関すること（福祉指導監査課）

<http://www.city.kashiwara.osaka.jp/docs/2017011700025/>

【柏原市ホームページ】 → (検索「部署のご案内」) 【高齢介護課】 もしくは 【福祉指導監査課】

※厚生労働省：介護予防・日常生活支援総合事業のホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000074126.html>

(2) ホームページ記載箇所

【介護予防・日常生活支援総合事業トップページ】

The screenshot shows a web browser window with the URL <http://www.city.ksaiiwara.osaka.jp/docs/201506>. The page title is "介護予防・日常生活支援総合事業" (Nursing Prevention and Comprehensive Support for Daily Living). The page content includes:

- 1. 介護予防・日常生活支援総合事業**
介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）とは、高齢者がいきいきとした生活を築けるように、多様な生活支援サービスと介護予防事業を一体的に提供するものです。概要等は、平成29年4月1日からの実施に向け準備を進めています。
参考：厚生労働省「介護予防・日常生活支援総合事業」ホームページ
- 2. 事業者向け情報**
資料
 - 介護予防・日常生活支援総合事業に関する説明会（平成28年10月25日）資料
 - 介護予防・日常生活支援総合事業に関する届出先での届出への届出1
 - 介護予防・日常生活支援総合事業に関する届出先での届出への届出2
 - 介護予防・日常生活支援総合事業についてのQ&A
 - 介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱
- 事業者指定に関すること**
事業者指定に関しては、健康福祉局福祉推進課のホームページをご覧ください。
福祉推進課の社会福祉事業推進に関するホームページ
- 更新情報**
平成29年1月20日 事務連絡

Callout boxes provide additional context:

- 訪問型サービス
通所型サービス
の指定手続き・基準等** (Refers to the application process and standards for home and day service types.)
- 総合事業の類型
対象者、
第1号事業支給費
サービスの内容
などに関する資料** (Refers to documents regarding service types, eligible persons, fees, and content.)

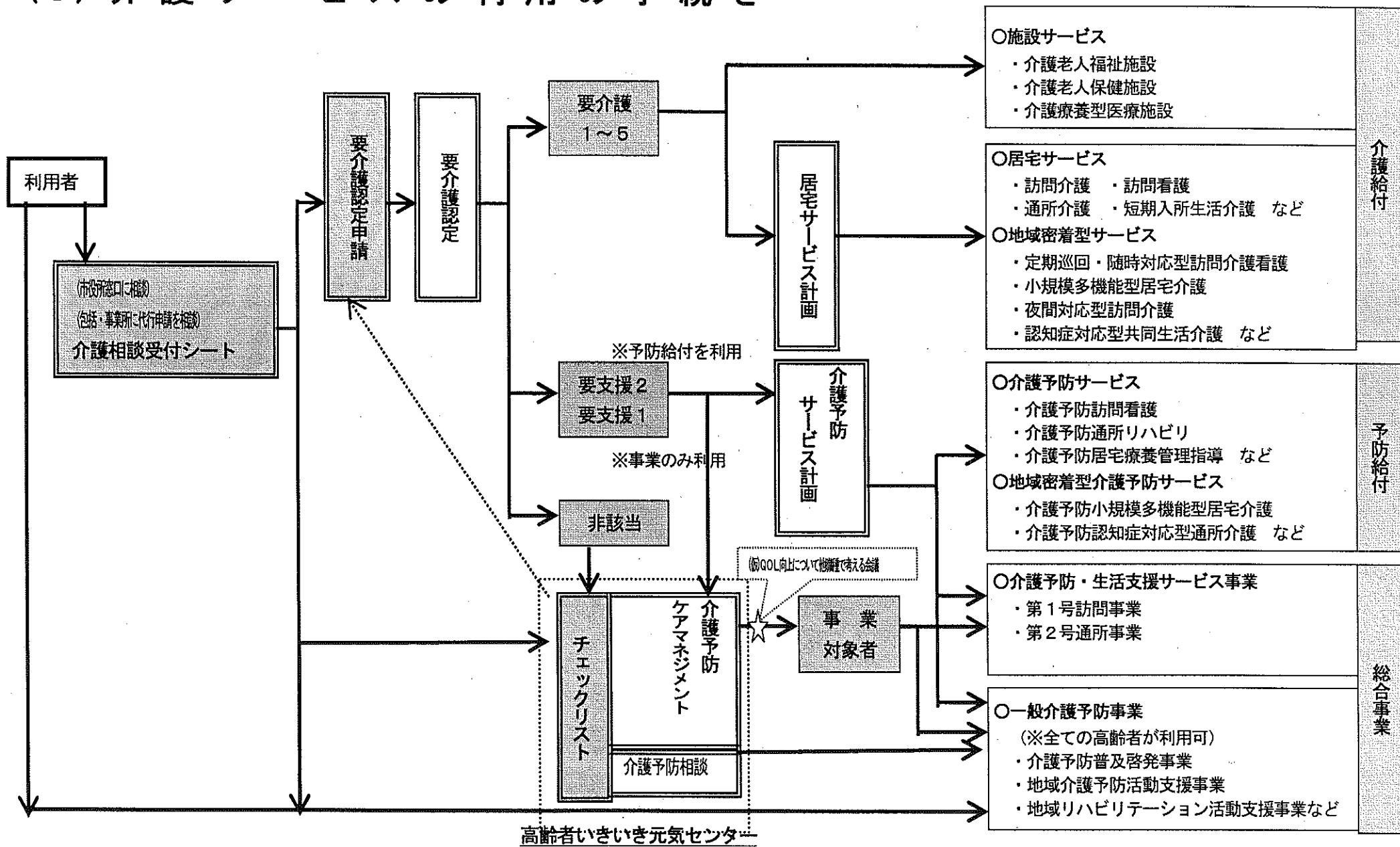
(3) 柏原市総合事業 訪問型サービス類型

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
種別	① 旧介護予防訪問介護相当サービス	① 訪問型サービス A (緩和した基準によるサービス)		② (仮)軽度生活援助サービス	③ 短期集中予防サービス【一般介護予防事業】
		A (I)	A (II)		
提供者	訪問介護員等	訪問介護員等	訪問介護員等 訪問型サービス A (II) 従事者研修修了者		地域包括支援センター リハ職・保健師など
内容	「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」(平成 12 年 3 月 17 日老計第 10 号)				
	従来の介護予防訪問介護のサービス内容で、身体介護に相当する介護を含むもの	自立生活支援のための見守りの援助及び生活援助に相当する支援を行うもの	生活援助に相当する支援のみを行うもの	軽度の生活援助 (老計第 10 号の範囲内)	居宅での相談指導等
(例)	身体介護を含む、訪問介護員等による専門的支援が必要なケース ※既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース	生活援助が必要で、かつ、訪問介護員の専門的助言のもと家事等を行うことにより、生活機能の回復を図るケース	生活援助のみ必要なケース	生活援助のみ必要なケース	・ADL・IADL の改善に向けた支援が必要なケース ※3～6ヶ月の短期間で行う
実施方法	事業者指定	事業者指定	事業者指定	委託	
単位 (単価)	現行と同様の単価、加算・減算	1回 225 単位/回	1回 128 単位/回	類似する民間サービスを 勘案した単価	委託 《他、地域リハビリテーション活動課》
		初回加算 200 単位/月 同一建物又は集合住宅に居住する利用者の減算 90/100			
利用者負担	1割 (2割)	1割 (2割)	1割 (2割)	未定	利用者負担なし
その他		単位設定に当たり想定した提供時間 (備考欄は、従前サービス提供方法と異なり、個別に設定される)			
		45～60 分程度	20～45 分程度		

(4) 柏原市総合事業 通所型サービス類型

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス		
種別	① 旧介護予防通所介護相当サービス	② 通所型サービス A (緩和した基準によるサービス)	③ 住民主体の通いの場 【一般介護予防事業】	④ 短期集中予防サービス 【一般介護予防事業】
内容	従来の介護予防通所介護のサービス内容のもの	運動やレクリエーションの提供 健康状態の確認 生活等に関する相談・助言 その他の利用者に必要な日常生活上の支援		
(例)	現行の介護予防通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練が必要なケース 専門職による介護が必要なケース ※既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース	運動・レクリエーション等 閉じこもりや軽度認知症高齢者への外出機会提供 運動、レクリエーションによる健康維持が必要なケース (住民主体の通いの場への参加が難しいケース)	体操、運動等の活動など、 自主的な通いの場 100歳体操の普及	リハ職・保健師による、生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
実施方法	事業者指定	事業者指定	住民による自主運営 〈市の施設、施設外活動等〉	委託 〈施設、地域リハビリテーション活動等〉
単位	現行と同様の単価、加算・減算	全日(5時間程度※送迎を欠) 265 単位/回 半日(3時間程度) 197 単位/回 (送迎加算 片道 23 単位) (入浴加算 35 単位) 定員超過減算 70/100 人員基準欠如減算 70/100		
利用者負担	1割(2割)	1割(2割)	利用者負担なし	利用者負担なし

(5) 介護サービスの利用の手続き



(6) 総合事業の事業者指定について

1 総合事業の事業者指定の有無について

	平成27年3月31日時点で介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けている事業所	平成27年4月1日以降に介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けた事業所
現行の介護予防相当のサービス	○(みなし指定) 平成30年3月31日まで有効	×
緩和した基準によるサービス (訪問A・通所A)	×	×

○…平成29年4月1日からはじまる介護予防相当サービスのみ提供が可能。ただし、総合事業のみなし指定不要の届出をしている事業所を除く。

×…総合事業のサービス提供不可。(新たに指定申請が必要。)

2 総合事業の事業者指定の範囲について

(1) みなし指定を受けている事業所

みなし指定を受けている事業所については、全ての市町村において総合事業の指定事業者の指定を受けているとみなすこととされていることから、原則どの市町村の被保険者に対して介護予防相当サービスを提供することは可能。ただし、当該被保険者の市町村が定める基準やみなし指定の有効期間に留意すること。

(2) これから総合事業の指定を受ける事業所

原則柏原市の被保険者のみ指定の効力がある。他市町村の被保険者を受け入れる場合は、当該他市町村の指定が必要。

(7) 柏原市介護予防・日常生活支援総合事業
 介護予防・生活支援サービス事業のサービス種類

(1) 訪問型サービス

サービスコード				柏原市におけるサービス	
種類	項目				
A1	(みなし)	××××	⇒国保連資料Ⅱ-資料5	介護予防訪問介護相当サービス	H27.3.31時点で指定を受けている事業所
A2	(現行相当)	××××			H27.4.1以降に指定を受けた事業所
A3	(独自サービス/定率)	××××	⇒P8~P9	訪問型サービスA	
A4	(独自サービス/定額)	××××			

(2) 通所型サービス

サービスコード				柏原市におけるサービス	
種類	項目				
A5	(みなし)	××××	⇒国保連資料Ⅱ-資料5	介護予防通所介護相当サービス	H27.3.31時点で指定を受けている事業所
A6	(現行相当)	××××			H27.4.1以降に指定を受けた事業所
A7	(独自サービス/定率)	××××	⇒P8~P9	通所型サービスA	
A8	(独自サービス/定額)	××××			

(8) 柏原市介護予防・日常生活支援総合事業

訪問型サービスA・通所型サービスA・第1号介護予防支援サービスコード表

訪問型サービスA

サービスコード		サービス名称	算定項目	単位数	給付率	算定単位
サービス種類	項目					
訪問:定率:A3	[]	訪問型サービスA(I)	訪問型サービスA(I)	225	90%	1回につき
訪問:定率:A3					80%	1回につき
訪問:定率:A3		訪問型サービスA(I)・同一	訪問型サービスA(I)	203	90%	1回につき
訪問:定率:A3					同一建物減算	80%
訪問:定率:A3		訪問型サービスA(II)	訪問型サービスA(II)	128	90%	1回につき
訪問:定率:A3					80%	1回につき
訪問:定率:A3		訪問型サービスA(II)・同一	訪問型サービスA(II)	115	90%	1回につき
訪問:定率:A3					同一建物減算	80%
訪問:定率:A3		訪問型サービスA初回加算		200	90%	1月につき
訪問:定率:A3					80%	1月につき

現在検討中
3月中にホームページ掲載予定

通所型サービスA

サービスコード		サービス名称	算定項目	単位数	給付率	算定単位	
サービス種類	項目						
通所:定率:A7		通所型サービスA(I)	通所型サービスA(I)	265	90%	1日につき	
通所:定率:A7					80%	1日につき	
通所:定率:A7		通所型サービスA(I)・定員		定員超過減算	186	90%	1日につき
通所:定率:A7						80%	1日につき
通所:定率:A7		通所型サービスA(I)・人員		人員基準欠如減算	186	90%	1日につき
通所:定率:A7						80%	1日につき
通所:定率:A7		通所型サービスA(II)	通所型サービスA(II)	197	90%	1日につき	
通所:定率:A7					80%	1日につき	
通所:定率:A7		通所型サービスA(II)・定員		定員超過減算	138	90%	1日につき
通所:定率:A7						80%	1日につき
通所:定率:A7		通所型サービスA(II)・人員		人員基準欠如減算	138	90%	1日につき
通所:定率:A7						80%	1日につき
通所:定率:A7		通所型サービスA送迎加算		23	90%	片道につき	
通所:定率:A7					80%	片道につき	
通所:定率:A7		通所型サービスA入浴加算		35	90%	1日につき	
通所:定率:A7					80%	1日につき	

現在検討中
3月中にホームページ掲載予定

介護予防ケアマネジメント

サービスコード		サービス名称	算定項目	単位数	給付率	算定単位
サービス種類	項目					
AF		介護予防ケアマネジメントA		430	100%	1月につき
AF		介護予防ケアマネジメントB		300	100%	1月につき
AF		介護予防ケアマネジメント初回加算		200	100%	1月につき